

第2章 学校安全



防災訓練（栗原市立鶯沢中学校）

I 学校安全

1 学校安全の法的な位置付け【資料 学校安全に関する関係法令参照】

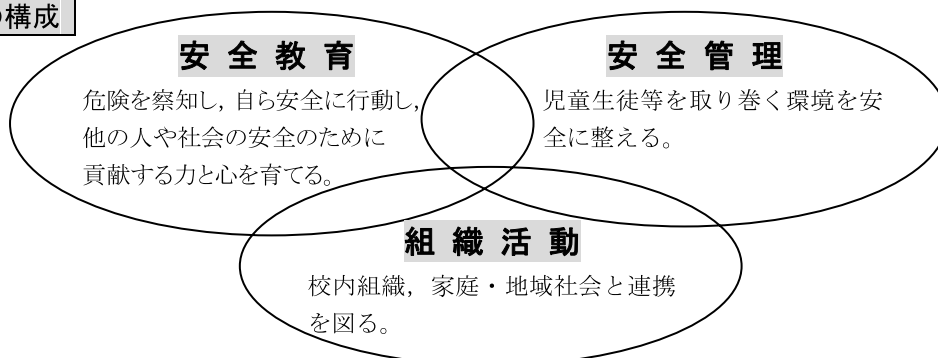
「学校保健法」が大幅に改正され、平成21年4月1日から「学校保健安全法」として施行された。この改正は、児童生徒等の安全の確保が一層図られるよう、学校における安全管理等に関し必要な事項を定め、学校教育の円滑な実施に資することを目的としている。

2 学校安全の構成・構造

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育を構成する三領域の一つであり、それぞれの領域が独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」とする）の健康の保持増進を図っている。

更に学校安全は、**安全教育**と**安全管理**、そして両者の活動を円滑に進めるための**組織活動**という三つの主要な活動から構成されている。

学校安全の構成



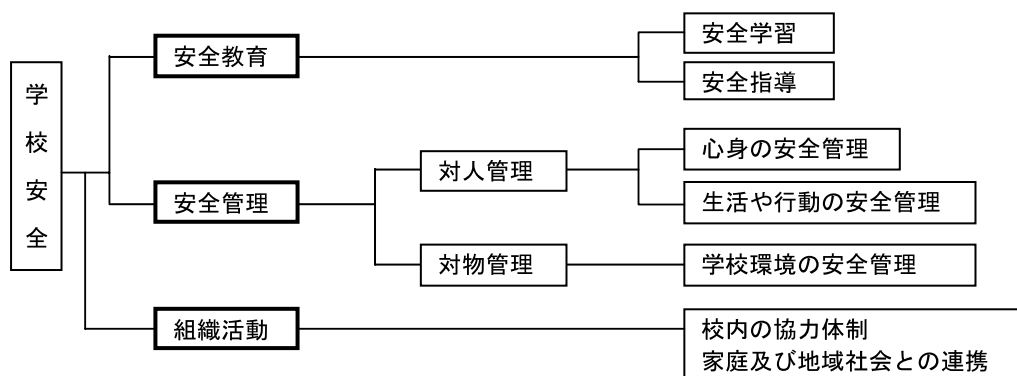
安全教育は、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、「危険を回避する力（自助）、他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心」を育てるため、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができ、主体的に行動できるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面と、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に上げ、安全の保持増進に関するより実践的な力と心、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

安全管理は、児童生徒等の生命、安全・安心を確保するため、児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる**対人管理**と学校環境の管理である**対物管理**から構成される。

組織活動は、学校安全の活動を効果的に進めていくために、**安全教育**と**安全管理**における校内体制、地域や各関係機関・団体等との連携等の体制整備である。

※ **自助**:自分を守る。**共助**:他者を助ける。**公助**:ボランティア等、地域や社会の安全に貢献する。と規定する。

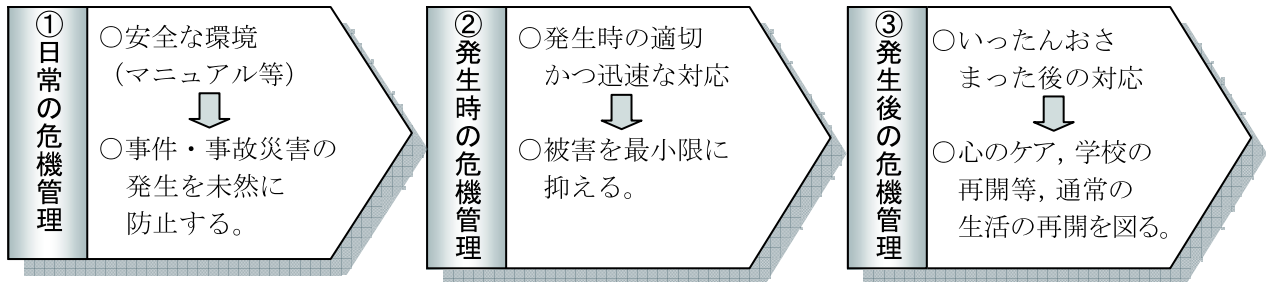
学校安全の構造図



3 三段階の危機管理

児童生徒等の安全を守るための取組を進めていくには、安全教育と安全管理の両面に対して、下図のように、三段階の危機管理により取組を行うことが必要である。

三段階の危機管理



4 学校安全の三領域

学校安全は、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする「**災害安全**」と、様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車の利用ができるようにする「**交通安全**」及び日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようにする「**生活安全**」（防犯を含む）の3つの領域に分けることができる。

なお、東日本大震災は、「災害安全」の領域での対応のみならず、震災後の道路状況（浸水や土砂崩れなど）の悪化や飲酒運転の増加、街の中での窃盗や被災地での空き巣など、「交通安全」、「生活安全」（防犯を含む）の領域すべてに関連した対応が求められた。

それぞれの領域の主な内容は以下のとおりである。

学校安全 三つの領域

	災害安全	交通安全	生活安全（防犯を含む）
安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○安全学習 <ul style="list-style-type: none"> ・体育科の保健領域、保健体育科の「保健分野」「科目保健」における安全に関する学習 ・道徳、関連教科による安全に関する学習 ・「総合的な学習の時間」における安全に関する学習 ・自立活動における安全に関する学習 ○安全指導 <ul style="list-style-type: none"> ・学級活動、ホームルーム活動における安全指導 ・学校行事における安全指導（避難訓練、交通安全教室、防犯教室等） ・児童会活動、生徒会活動、クラブ活動における安全指導 ・部活動等の課外における安全指導 ・日常（個別含む）の学校生活における安全指導 		
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・最悪の事態を考えた、避難場所（一次・二次・三次）の設定と避難経路の確認 ・防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の設定と安全点検 ・通学に関する安全のきまり、約束等の設定 ・自転車、二輪車、自動車（定時制高校等の場合）の使用に関する決まりの設定 ・交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備、器具・用具等の安全点検 ・各教科、学校行事、クラブ活動、部活動、休憩時間その他における学校生活の安全の決まり・約束等の設定、安全を確保するための方法 ・生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査 ・校内及び地域における誘拐や傷害など犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制整備
組織活動	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催 ・安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領【危機管理マニュアル】等に関する校内研修 ・防災のための組織づくり、連絡方法の設定 ・保護者対象の安全に関する啓発 ・家庭、地域社会と連携した防災、交通安全、防犯などに関する具体的な活動 		

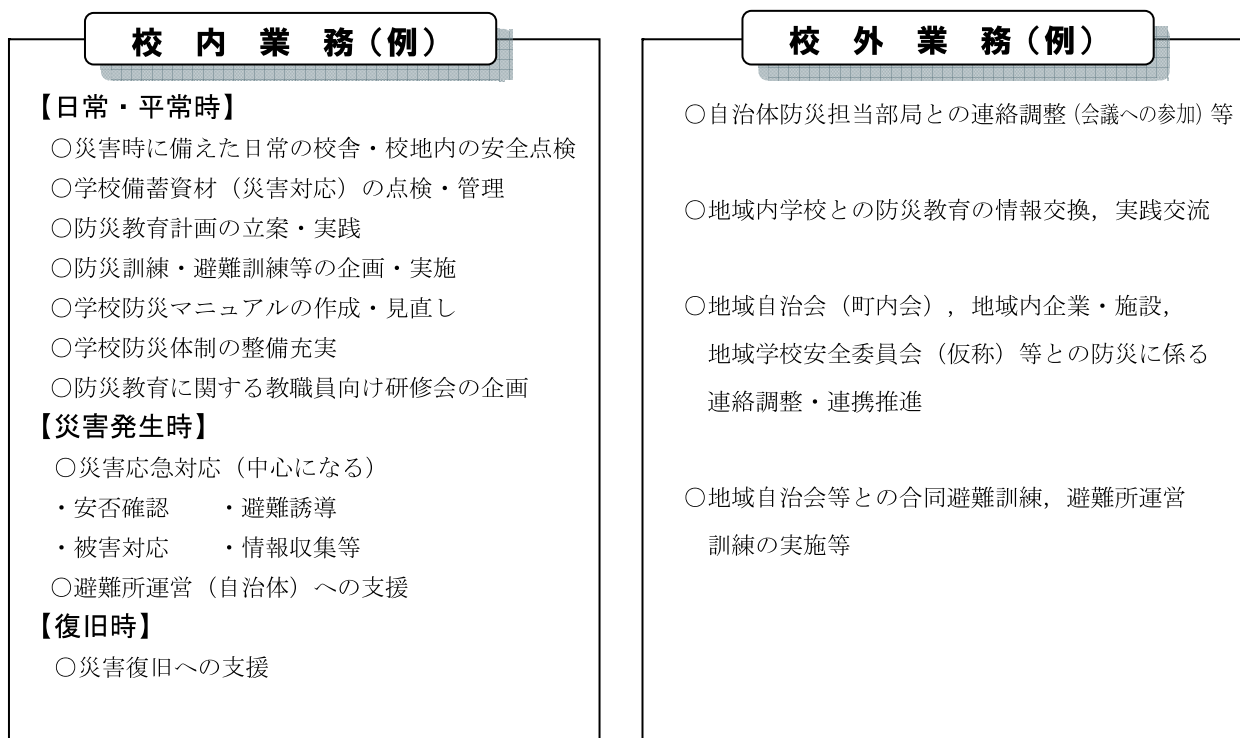
II 学校安全担当者

1 防災主任・防災担当主幹教諭の配置と役割

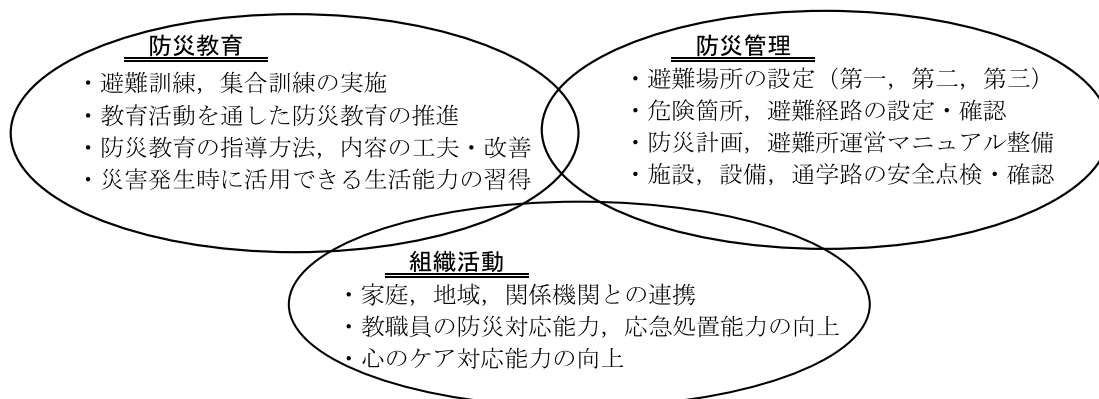
宮城県教育委員会では、今回の大震災の経験を生かし、日頃から学校内において、児童生徒等への防災教育を推進するとともに、地域との連携による防災体制の強化等を進める必要があると考え、市町村教育委員会の協力を得て、平成24年4月から全国に先駆け、防災主任を制度化し、県内すべての公立学校に1人配置した。また、地域の拠点となる学校には、防災担当主幹教諭を市町村単位で1人（仙台市は5人、石巻市は2人）配置した。

（1）防災主任の役割

学校の防災教育計画の策定や防災訓練の実施、校内研修の企画実施や学校防災マニュアルの作成など、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に中心的な役割を担うとともに、学校外では、学区内の家庭や地域、自治体の防災担当部局と連携し、自校における地域防災推進のコーディネーターとしての役割を担うことによって、学校における防災教育等の体制を整備する。具体的な業務例としては以下のものが考えられるが、各学校・地域の実情に応じて、防災主任が担当する業務は弾力的に設定されることになる。



■ 具体的業務（例）『学校防災全体計画の作成』

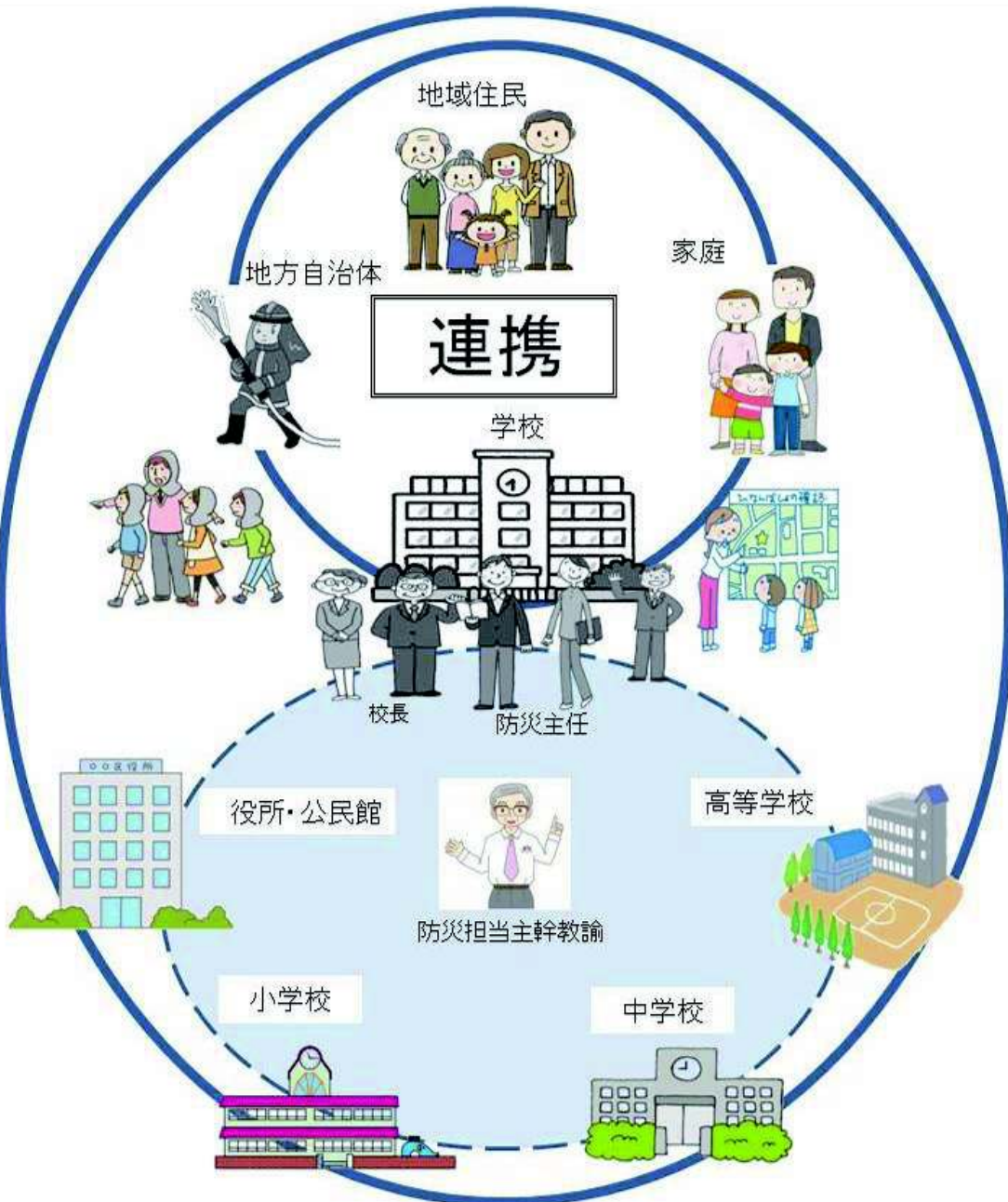


(2) 防災担当主幹教諭の役割

防災主任の中心的役割を担い、地域内の学校や市町村教育委員会及び自治体防災担当部局と連携し、学校、家庭、地域社会が一体となった防災教育の推進に当たる。

なお、配置された学校においては地域の拠点校として、防災教育の先進的実践をまとめて、該当地域内の学校等に広めるなどの取組も期待される。

- ① 防災教育推進に係る地域における拠点校としての役割
 - 学校と地域が連携して防災教育を推進していく体制の整備
 - 域内の小・中学校等の防災主任への支援
 - 防災教育に関する相談、情報提供
 - 小・中学校等の教員に対する研修への協力
- ② 地域及び関係機関との連携
 - 合同防災訓練等の実施に向けた、地域内の学校と自治体防災担当部局との連絡調整等



2 学校安全担当教諭等の役割

学校によっては、防災主任（防災担当主幹教諭）が学校安全担当教諭を兼ねる場合とそうでない場合がある。

学校安全担当教諭は、学校の安全教育計画（学校安全全体計画，学校安全年間計画）の策定や各種訓練及び各種教室の実施，また，校内研修の企画実施や危機管理マニュアル（不審者対応マニュアル，事故対応マニュアル等）の作成など，以下に示した学校内の学校安全機能を整備する中心的な役割を担う。

（1）危機管理マニュアルの策定と見直し

危機管理マニュアルの作成は，児童生徒等の安全確保のための手段であり，それ自体が形式的な目的になってしまっては意味がない。危機管理マニュアルを踏まえた意図的・具体的な取組が危機感をもって真剣になされることこそが重要である。

危機管理マニュアルは，通常の校内活動時はもとより，体育祭（運動会）や授業参観など不特定多数の来校者がある時，登下校時，校外での活動時など様々な場面を想定して，具体的かつ機能的なものにする必要がある。その実効性を高めるためには，防犯訓練等を繰り返し，内容に不足はないか，支障となることはないか，教職員の役割分担は適切かなど，毎年見直しをして実効性のあるものにしていくことが必要である。

（2）学校安全に関する校内体制の整備

管理職の下，学校安全組織等が中心となって，教職員一人一人の，安全確保のための努力を怠らず，緊急事態に備える意識（危機管理意識）を高め，全教職員により推進することが重要である。

特に安全点検については，問題意識（あらゆる事態を想定して）をもちつつ，定期的かつ着実に実施していくことが大切になる。

（3）教職員の危機管理意識の向上

学校安全の基盤は，教職員の危機管理意識であることを改めて認識し，それを前提に，校内安全組織等を中心に，実践的な研修や訓練等を充実していくことが重要になる。

（4）児童生徒等への安全教育の充実

子どもたち自身が危険を予測し，それを回避するようにするため，安全教育の一層の充実を図ることが必要である。そのためには，各種教室や訓練のみならず関係する教科の授業においても指導し，児童生徒等の安全に対応する力の向上を図ることが必要である。

（5）教職員に対する研修の実施

教職員の意識の高揚及びその維持を図る上で，担当者が中心になり，関係機関と連携し研修を実施していくことが効果的である。

（6）地域や関係機関との連携

PTA による組織的な活動（交通安全指導等）やスクールガード等による校内や通学路の巡視活動等，教職員以外の組織と連携しながら児童生徒等の安全確保に取り組んでいくことが必要である。



サイクルサミット



防犯教室推進事業（柴田町立船迫小学校）